

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 4 年 度 第 1 1 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成25年3月8日（金曜日） 午後1時30分から午後4時10分まで

2 場 所

職員会館かもがわ 2階中会議室

3 出席者

【建築審査会委員】

濱田会長代理, 前田委員, 関川委員, 黒澤委員, 東委員, 松本委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導課長, 林道路担当課長, 湯浅構造担当課長, 門川担当係長, 吉田企画基準係長,
山名田道路第一係長, 竹内道路第二係長, 北岡細街路対策係長, 澤木係員, 池田係員

【参考人】

岡田課長補佐（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成24年度第10回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 事前相談

同志社女子大学今出川キャンパス整備に係る日影許可

(3) 包括同意案件に関する報告

ア 京都市崇仁市宮住宅第26棟におけるエレベーター棟増築工事に係る日影許可

イ 京都市立翔鸞小学校における渡り廊下棟等増築工事に係る日影許可

ウ 京都市立日吉ヶ丘高等学校における階段室改築工事に係る日影許可

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可

(その他：左京区1件, 右京区1件, 伏見区1件)

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）

(6) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）

- (7) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可
(専用住宅：山科区2件，長屋：山科区1件)
- (8) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について

5 公開・非公開の別

- 一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
 - ・公開：上記の議題 (1)～(5)
 - ・非公開：上記の議題 (6)～(8)

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成24年度第10回会議議事録の承認
結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成25年4月12日（金）の午後1時30分からウィングス京都で開催することとした。

(2) 事前相談

[同志社女子大学今出川キャンパス整備に係る日影許可]

ア 概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について，処分庁から資料の提示及び説明を受け，質疑を行った。

イ 質疑等

会長代理：最終的に不適合の日影は，すべて解消されるのですね。

処分庁：そうです。今回は1期工事の範囲の申請となりますが，後続の2期工事も合わせますと，全体工事が完了する2018年には，不適合の日影が生じている4ヶ所すべて解消される予定です。

(3) 包括同意案件に関する報告

[京都市崇仁市宮住宅第26棟におけるエレベーター棟増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について，建築審査会の包括同意基準に適合していたため，処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
305	京都市下京区下之町3番地7他	京都市長 門川 大作	共同住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：市営住宅全体の何割くらいにエレベーターが設置されているのですか。

処分庁：把握していませんので、調べまして次回に報告いたします。

[京都市立翔鸞小学校における渡り廊下棟等増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
306	京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町671番地の一部他	京都市長 門川 大作	小学校

イ 報告の結果：了承

[京都市立日吉ヶ丘高等学校における階段室改築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
307	京都市東山区今熊野悲田院山町5番地の22	京都市長 門川 大作	学校

イ 報告の結果：了承

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：左京区1件、右京区1件、伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9006	京都市左京区静市静原町806番1, 806番2, 809番	学校法人 両洋学園 理事長 角田 良平	高等学校（更衣室）
9003	京都市右京区花園妙心寺町35番, 35番2, 35番3	宗教法人 退蔵院 代表役員 松山 英照	寺院（収蔵庫）
9004	京都市伏見区淀新町681	宗教法人 長圓寺 代表役員 堀 有輝	寺院（客殿）

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

【9006】

委員：所有者が判明しない通路部分の土地の地目は何ですか。

処分庁：地目は田や畑になっています。

委員：現況は通路になっているのですね。

処分庁：現況はアスファルト敷きの通路です。

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1033	京都市北区大北山原谷乾町43-50	株式会社グランディア 代表取締役 金城 一守	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会長代理：通路の北側は位置指定道路と繋がっているのですか。

処分庁：通路の北側は開発で造られた道路に接続しています。

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9005	京都市右京区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

(7) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：山科区2件，長屋：山科区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1030	京都市山科区	(個人)	専用住宅
1031	京都市山科区	(個人)	長屋
1032	京都市山科区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

【1031】

委員：ただし書許可の基準として、重層長屋も認めているのですか。

処分庁：従前が長屋であれば大丈夫です。

委員：従前は普通の長屋か重層長屋かどちらですか。

処分庁：当時は普通の長屋でした。

委員：普通の長屋から重層長屋にするのですね。

処分庁：そうです。

委員：後退幅については、クリアできているのですか。

処分庁：前面の通路からの後退以外は、許可基準で後退についての基準は設けていません。

委員：隣家は他人の家になりますよね。隣家と離れていなければ、火災の時に困ると思います。

処分庁：建築基準法では、隣地からどれくらい後退するかという規定はありません。隣地から3mなり、5mなりの範囲については、延焼のおそれがある部分となるので、そこに設ける窓等は網入りガラス等の防火設備を入れる必要があります。防火設備の窓等を入れれば隣地に寄せても良いのが建築基準法の規定です。民法では50cmという数字がありますが、地域で異なる慣習があるときはそれに従うと規定しています。建築基準法では規制をしていませんので、国民の中でお互い話し合いで解決していただきたいという答え方しかできません。

委員：新しく建てる時に、話し合いをする必要があると思います。

委員：長屋の場合、隣地境界線から50cm以上、空地を設けなければならないのではないですか。

処分庁：建築基準条例にそのような規定はありますが、今回の建築物は準耐火建築物であり、適用が除外されています。

(8) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について

概要

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る基準について、事務局から資料の提示及び説明を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会
会長代理 濱田 次雄